

常勤役員の在任年齢規程

(社)日本砕石協会

第1条 常勤役員の在任は、65才までとする。

- 2 役員の知識及び経験が(社)日本砕石協会の業務運営上特に必要であると認める場合については、前項の限りでない。ただし、この場合においては、総会の承認を要するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成15年6月25日から施行する。
- 2 この規程の施行日において65才を超えている役員及び在任期間中に超えることとなる役員については、第1条第1項の規定にかかわらず当該役員の任期が終了するときまでとする。